

# 盛土規制法制定／改正の背景

## 盛土をめぐる現状

- 令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩壊、土石流による甚大な人的・物的被害が発生
- その他、各地で盛土等の崩落による被害が発生



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土砂の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土砂の崩落  
死者1名、重傷者1名  
住宅被害1棟

【国説明会資料より】

## 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在  
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

# 盛土規制法制定／改正の背景

現状や制度上の課題に対して…

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の制定

※ 国土交通省・農林水産省による共管法

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め、抜本的に改正され、宅地、森林、農地等の土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制

令和4年5月27日 法公布 ※宅地造成等規制法改正

12月23日 施行令（政令）公布

令和5年3月31日 施行規則（省令）公布

5月26日 法・政省令施行 ※2年の経過措置期間（盛土規制法運用開始までは宅地造成等規制法による手続き）

令和6年4月 1日 大阪府の運用開始

- ◆ 国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

# 盛土規制法に基づく盛土等の災害の防止に向けた措置

## 1. スキマのない規制

**規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

**規制対象** ◆ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等が許可の対象に

## 2. 盛土等の安全性の確保

**許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準の設定

**中間検査  
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①施行状況の定期報告、②施行中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

## 3. 責任の所在の明確化

**管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することが明確化

**監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

## 4. 実効性のある罰則の措置

**罰 則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

# 盛土等の災害の防止に向けた措置

## 1. スキマのない規制

### 規制区域

- ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
  - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
  - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）を指定
- ◆ 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村へ意見聴取、市町村から指定の申出）
- ◆ 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

### 規制対象

- ◆ 規制区域内で行われる盛土等は**都道府県知事等の許可**の対象となる
  - ◆ 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積**についても規制
- ※ 許可された盛土等は、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期摘発につなげる。

### (参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土

#### ▶ 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地の区域  
又は今後市街地になりうる土地の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



### 新制度による規制区域

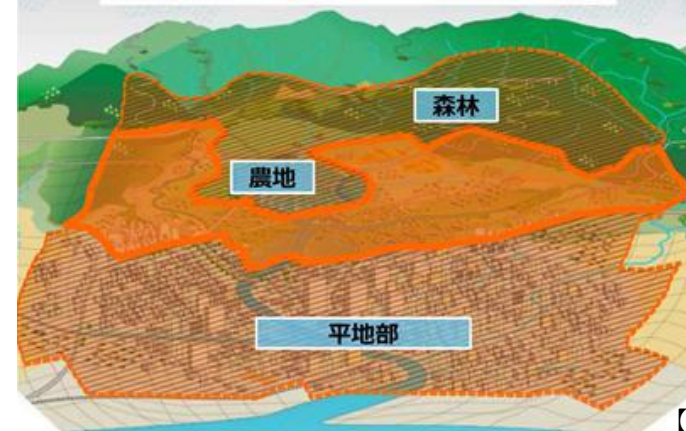
#### 【規制対象】

- **土地（森林・農地を含む）**を造成するための盛土・切土
- **土捨て行為や一時的な堆積**

#### ▶ 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規定区域に加えて、  
土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、  
森林、農地、平地部の土地を広く指定

<新制度による規制区域のイメージ>



# 盛土等の災害の防止に向けた措置

## 2. 盛土等の安全性の確保

### 許可基準 ・手続き

- ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準の設定**  
※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- ◆ 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知**（説明会の開催等）が要件化

### 中間検査 完了検査

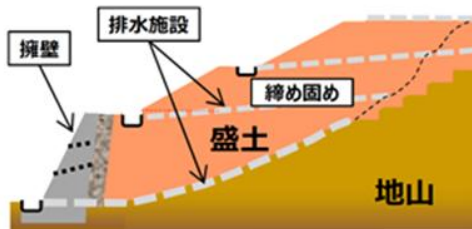
- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
① 施行状況の**定期報告**、② 施行中の**中間検査** 及び ③ 工事完了時の**完了検査**を実施

### ■ 災害防止のための安全基準の設定

#### < 盛土・切土 >

(主な安全基準)

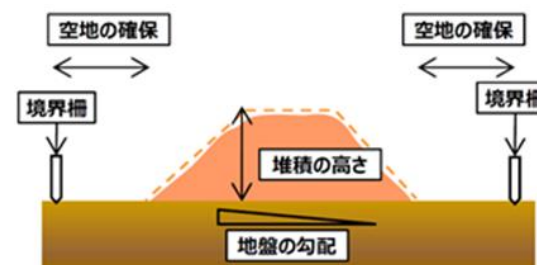
- ☑ 擁壁の設置
- ☑ 排水施設の設置
- ☑ 盛土の締め固め 等



#### < 一時的な堆積 >

(主な安全基準)

- ☑ 地盤の勾配
- ☑ 堆積の高さ
- ☑ 空地の確保 等



### ■ 施行中・完了時の安全確認

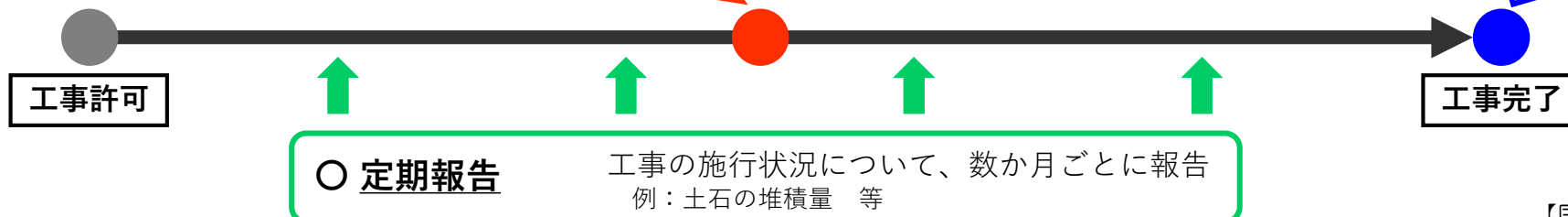
#### ○ 中間検査

工事完了後に確認困難となる行程について、現地確認  
例：排水施設の設置



#### ○ 完了検査

安全基準への適合について現地確認  
☑ 盛土の形状  
☑ 擁壁の強度 等



# 盛土等の災害の防止に向けた措置

## 3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

### 管理責任

- ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することが明確化  
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。

### 監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った工事主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象となり得る。

### 罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

### 工事の適正な施行

### 施行後の適正な管理

工事主

工事施工者

土地所有者等

常時安全な状態に  
維持する責務

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

管理責任の明確化

- ・ 無許可での盛土
- ・ 安全基準違反
- ・ 検査の受検義務違反等の違反があった場合

- 施行停止命令
- 災害防止措置命令 (擁壁の設置等)

管理不全等により  
安全性に問題が  
生じている場合

- 改善命令 (擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

- ※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。
- ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化 (最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下)**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置 (最大で3億円以下)

実効性のある罰則

## (参考) 宅地造成等規制法 (旧法) との比較

内容	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等規制法 (旧法)
規制区域	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成工事規制区域
規制対象行為	全ての土地形状変更 ・宅地造成工事 ・宅地造成以外を目的とする盛土・切土 ・土捨て行為や一時的堆積	宅地造成工事（宅地を造成する工事）のみ ※宅地造成工事以外は規制対象ではない
検査・報告	定期報告、中間検査、完了検査 ※開発許可をもって盛土規制法の許可とみなされる場合も、 盛土規制法上の手続き（定期報告、中間検査等）が必要となります	完了検査
手続・審査事項	・災害防止のための安全基準に適合すること ・工事主が必要な資力・信用を有すること ・工事施行者が必要な能力を有すること ・土地の所有者等全員の同意を得ていること ※別途、許可後の工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等が 公表されます	災害防止のための安全基準に適合すること
監督処分の対象	工事主、請負人、下請人、現場管理者、土地所有者等	工事主、請負人、下請人、現場管理者
既存盛土に対する 改善命令	規定あり	規定なし
罰則	3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金 (法人重科3億円以下)	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

# 盛土規制法の概要に関する国情報

## ◆国土交通省HP

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について ▶



## ◆盛土規制法パンフレット（上記の国HPに掲載） ▼



（事業者用）



（一般用）



# 盛土規制法で指定される規制区域

## 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 都市計画区域
- 現に宅地造成が行われている区域  
又は今後宅地造成が行われると予想される区域

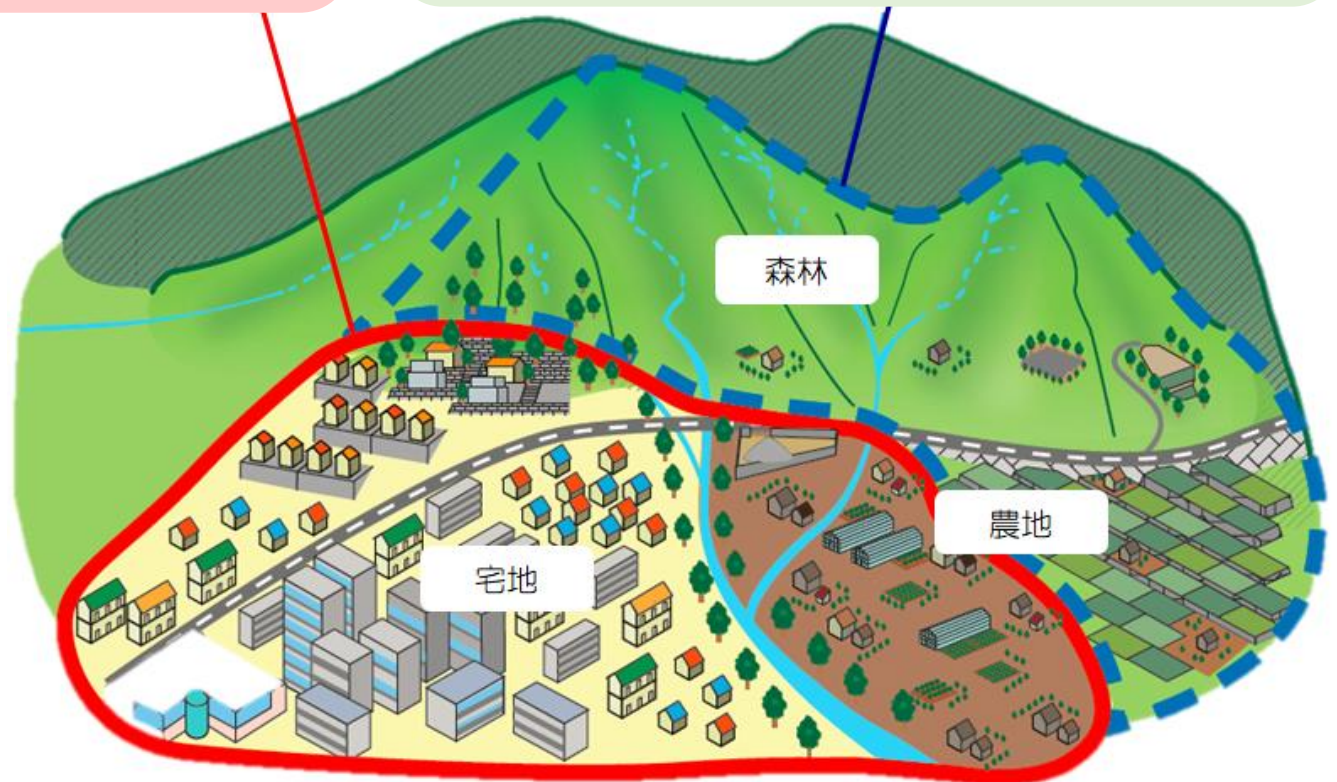
## 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

## 宅地造成工事規制区域 (旧宅造法)

宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域で、既に市街化された区域や、今後、市街化を図ろうとする区域

※盛土規制法に基づく区域指定  
までは旧宅造法の規制となる



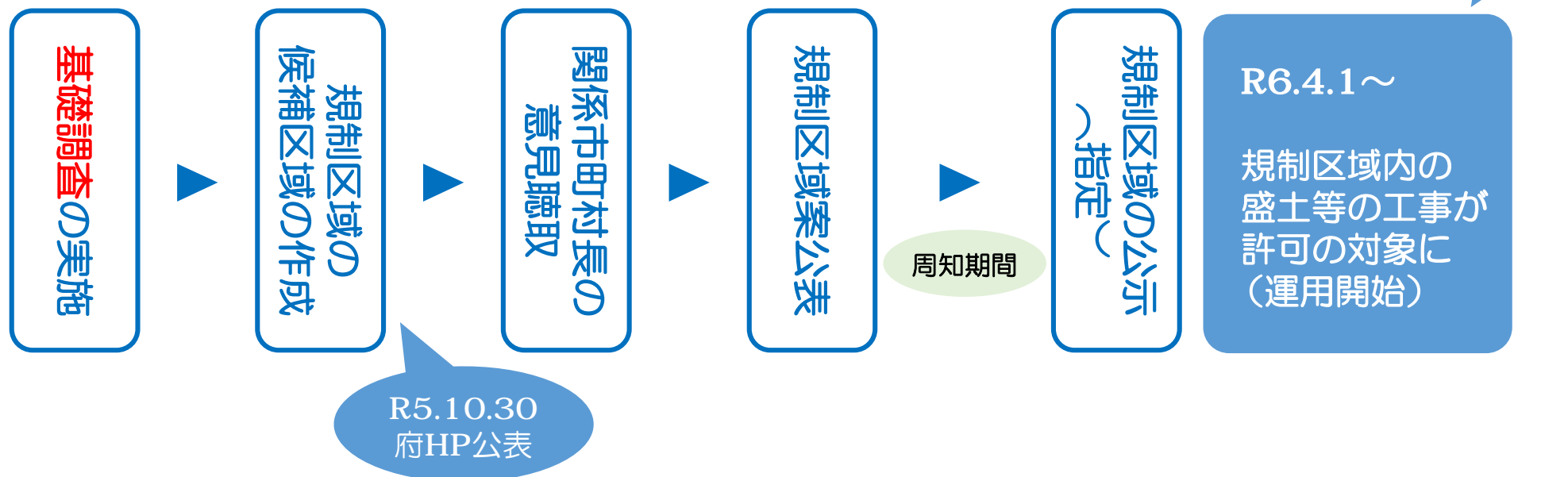
# 区域指定の流れ

## 基礎調査に基づき指定

規制区域は、都道府県知事等※が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定。

※大阪府のほか、政令指定都市・中核市が区域指定の法定権限を有し、それぞれで指定等を行います。

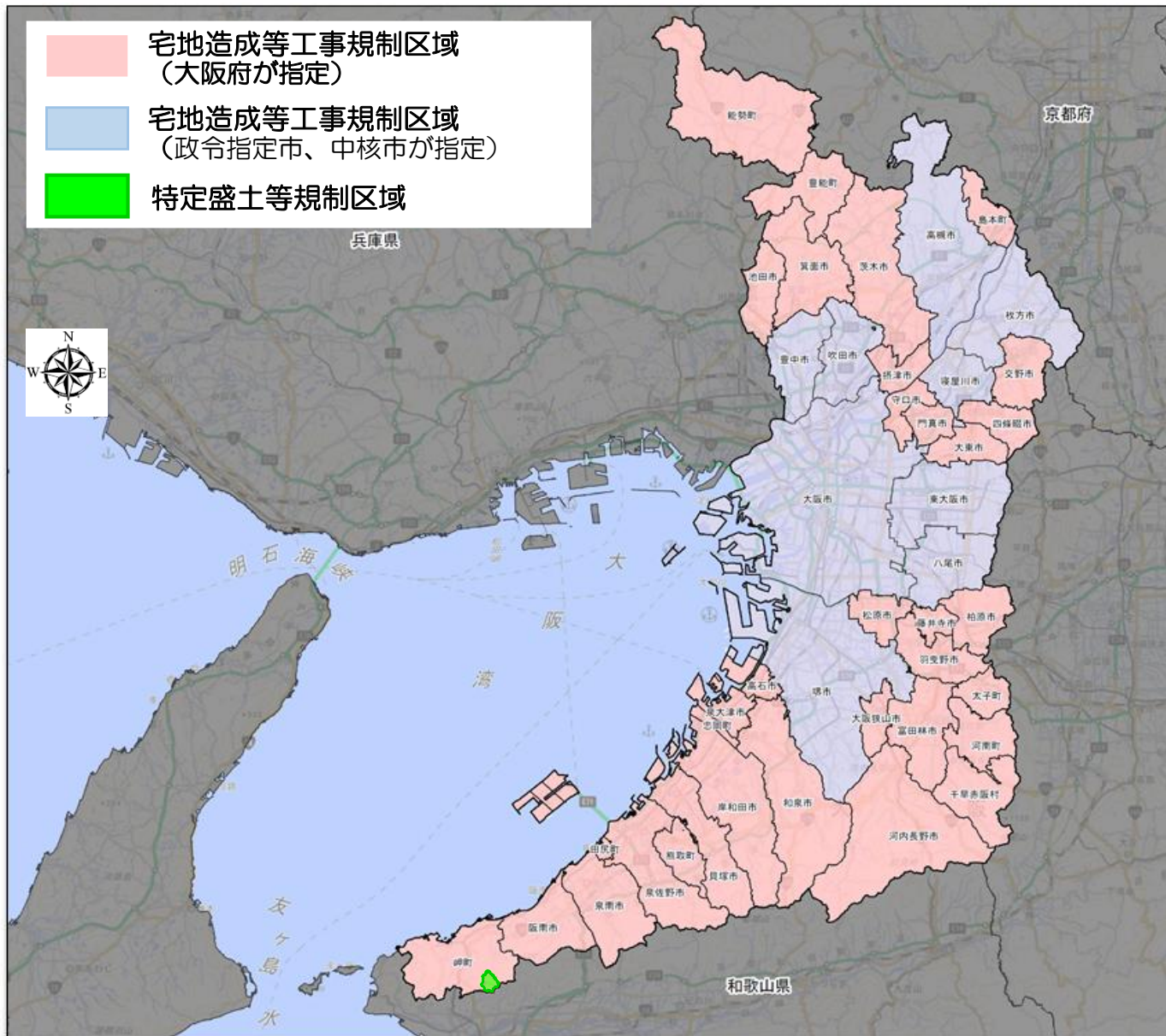
### <大阪府の対応>



### 基礎調査実施要領（抜粋） ～法施行通知より～

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに区域指定に必要な調査を実施する必要がある。
- リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域とすることが重要。

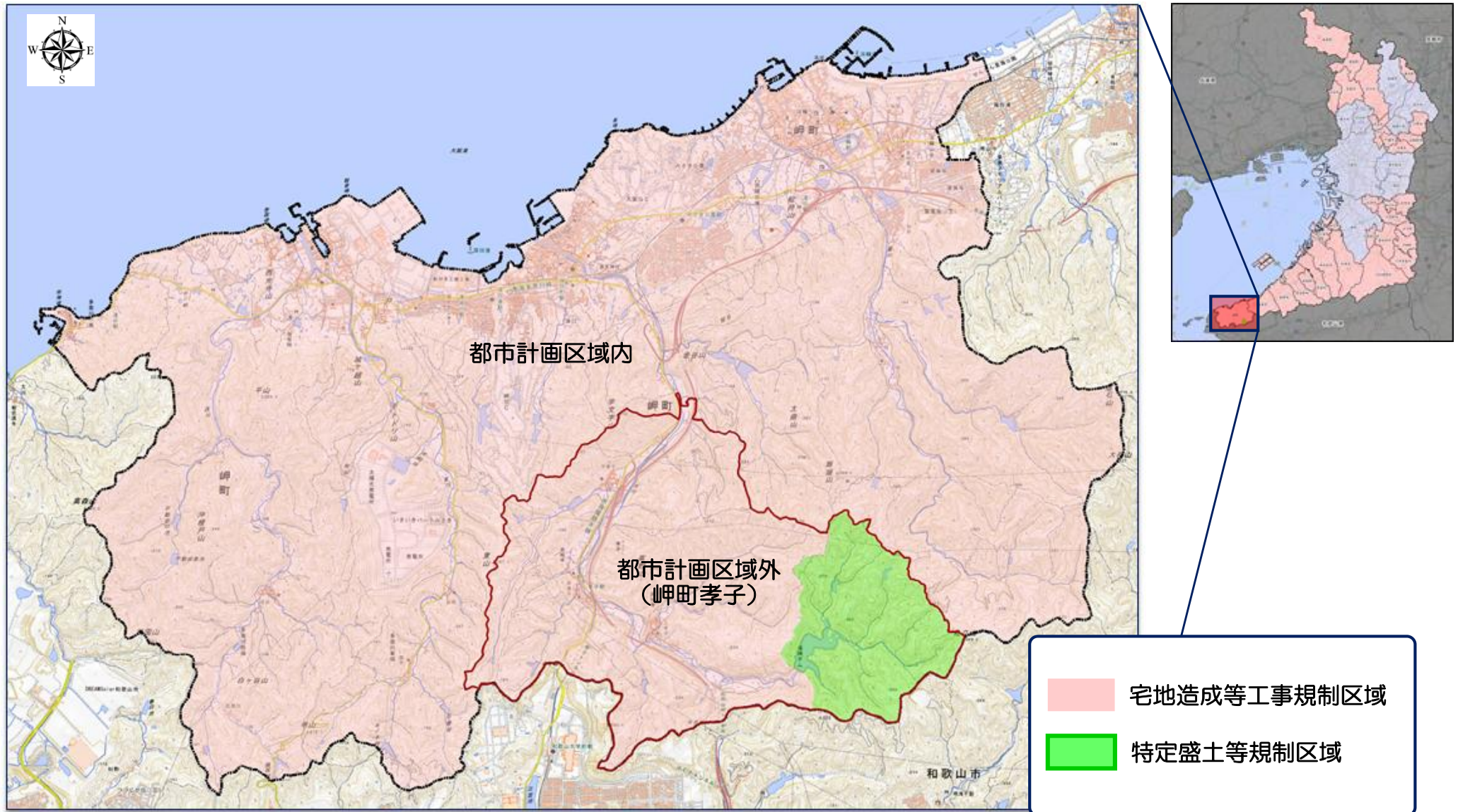
# 大阪府の規制区域／全域



宅地造成等工事規制区域	<p style="text-align: center;">岬町の一部を除く全域</p> <p>【区域面積】 大阪府が指定 約11.5万ha</p> <p>政令指定市、中核市が指定 約 7.4万ha</p>
特定盛土等規制区域	<p style="text-align: center;">岬町の一部</p> <p>【区域面積】 約200ha</p>

※区域図は区域指定の法定権限を有する  
政令指定都市、中核市は除いています

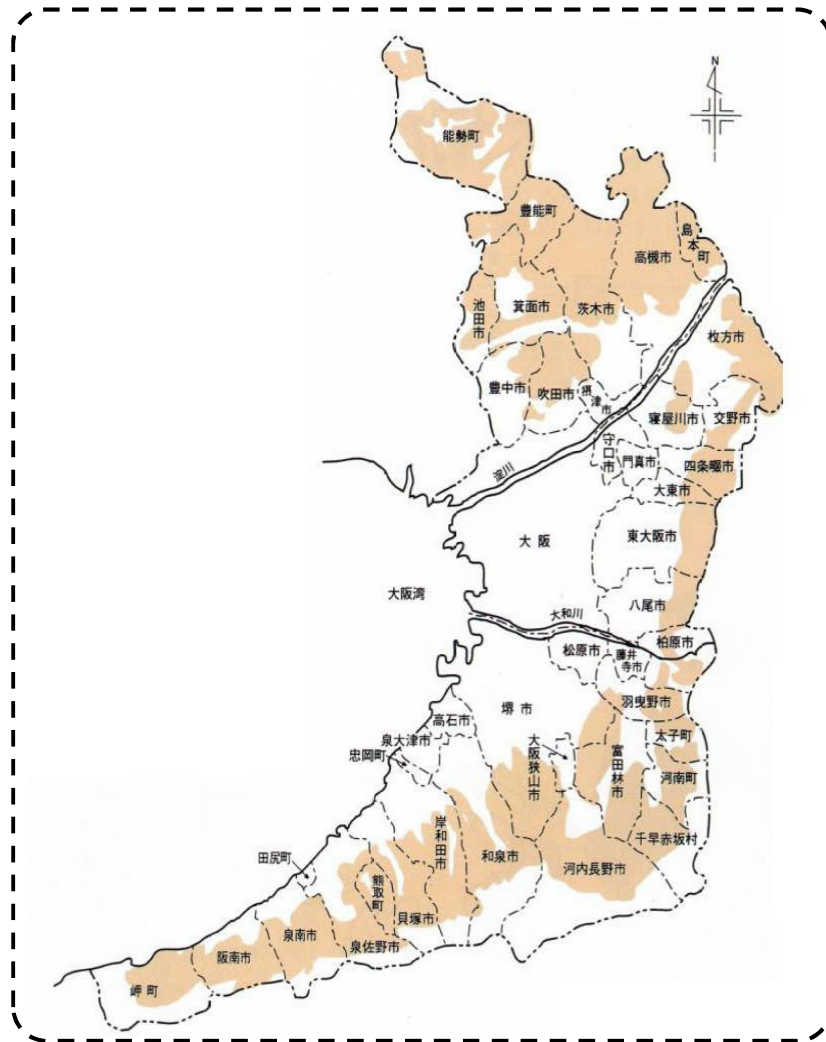
# 大阪府所管分の規制区域案／岬町



# 旧宅造法と盛土規制法の規制区域比較

## 【旧宅造法に基づく規制区域】

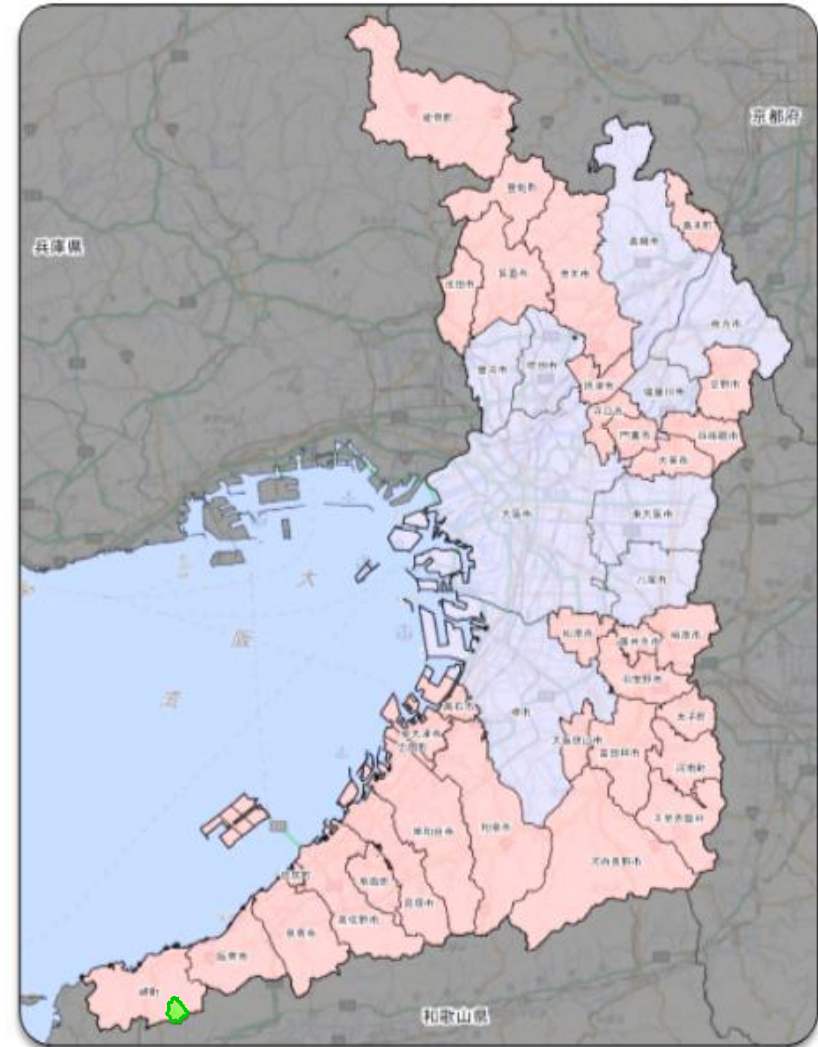
運用：令和6年3月31日まで



宅地造成工事規制区域

## 【盛土規制法に基づく規制区域案】



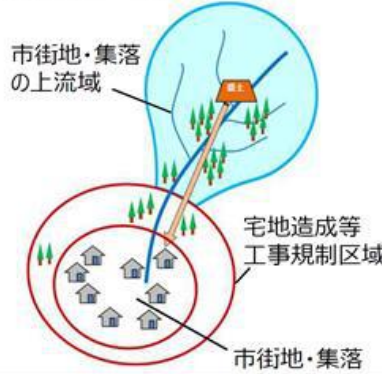

運用：令和6年4月1日から



宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

# 区域指定の考え方 (参考) エリアごとに想定される災害と保全対象

規制区域	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
対象区域	市街地・集落	隣接・近接地	市街地・集落の上流域	その他
区域の考え方	人家等がまとまって存在しているエリア	盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地や集落から離れていても、市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落外の保全対象に危害を及ぼすおそれのあるエリア
区域内で発生が想定される災害	表層崩壊、大規模崩壊	表層崩壊、大規模崩壊	土石流化	表層崩壊、大規模崩壊、土石流化
上記の災害により被害を受ける対象(保全対象)	市街地・集落内の保全対象	(隣接・近接する)市街地・集落内の保全対象	(下方の)市街地・集落内の保全対象	当該区域内の保全対象
想定される災害のイメージ	市街地・集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の隣接・近接地の盛土等が崩壊し、市街地・集落内の周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の上流域の盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の市街地・集落内の人家等に被害を及ぼすケース 	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土等が崩壊し、周辺の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース</li> <li>盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース</li> </ul> 

# 大阪府内の権限市


大阪府知事のほか政令指定都市、中核市、地方自治法に基づく事務移譲市町村の長に許可の権限があります。


次の市（町村）については、当該市長（又は町村長）が許可することとなります。


（令和6年4月時点）

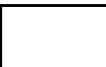
政令指定都市	大阪市、堺市
中核市	高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市
事務移譲市 (市街化区域のみ移譲)	茨木市、箕面市、和泉市

# 大阪府の権限における窓口

 : 大阪府権限※（審査指導課：森林区域が含まれない場合）

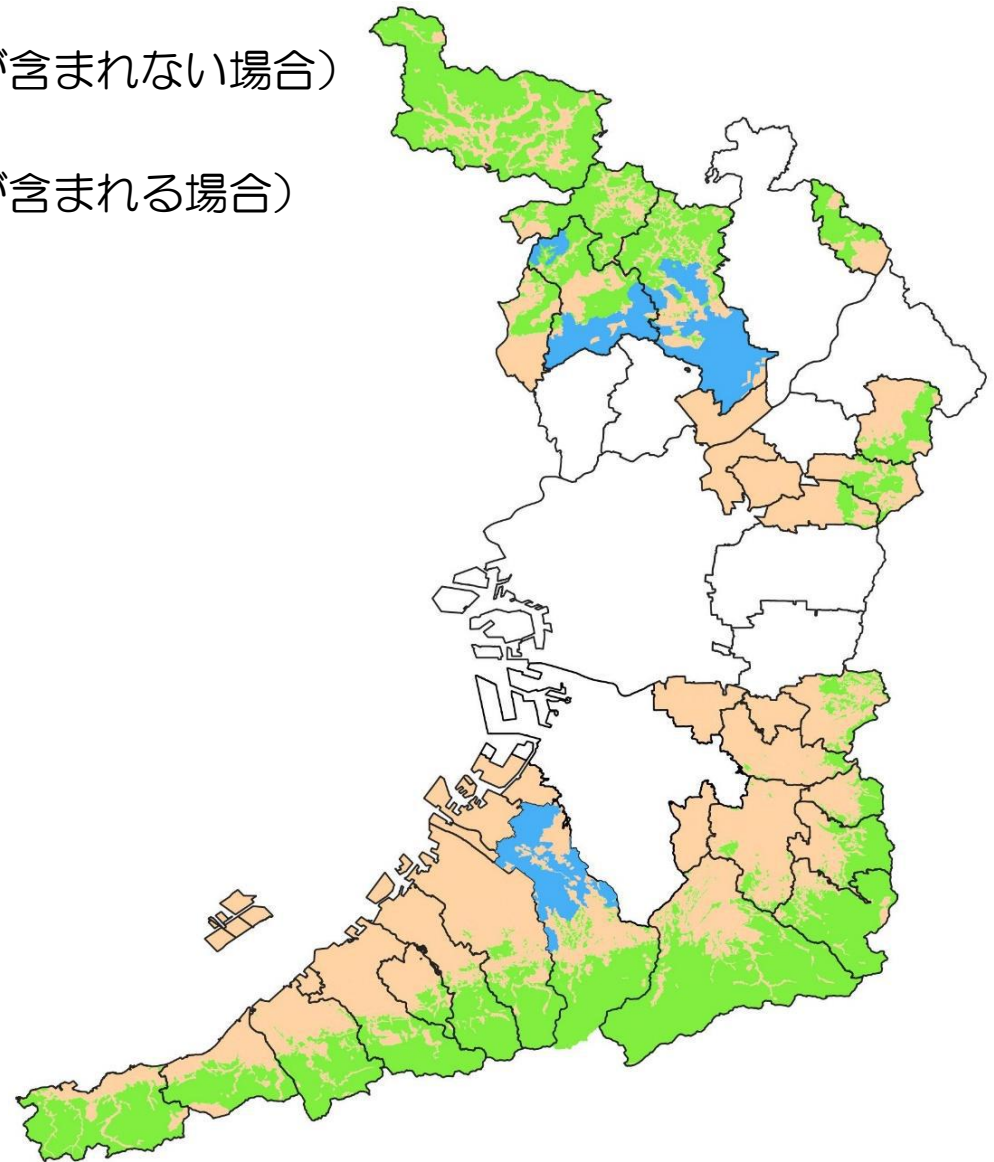
 : 大阪府権限※（森づくり課：森林区域が含まれる場合）

 : 市権限（大阪府からの権限移譲）

 : 政令指定都市・中核市権限（法定権限）

## <※大阪府権限の市町村>

池田市、茨木市（市街化調整区域）、箕面市（市街化調整区域）、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、守口市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市（市街化調整区域）、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町



# 大阪府の権限における窓口（森林区域が含まれる場合）

## 森林区域とは

森林法第2条第1項で定義される森林のうち同法第5条第2項第1号により大阪府知事が地域森林計画の対象として定める森林の区域。

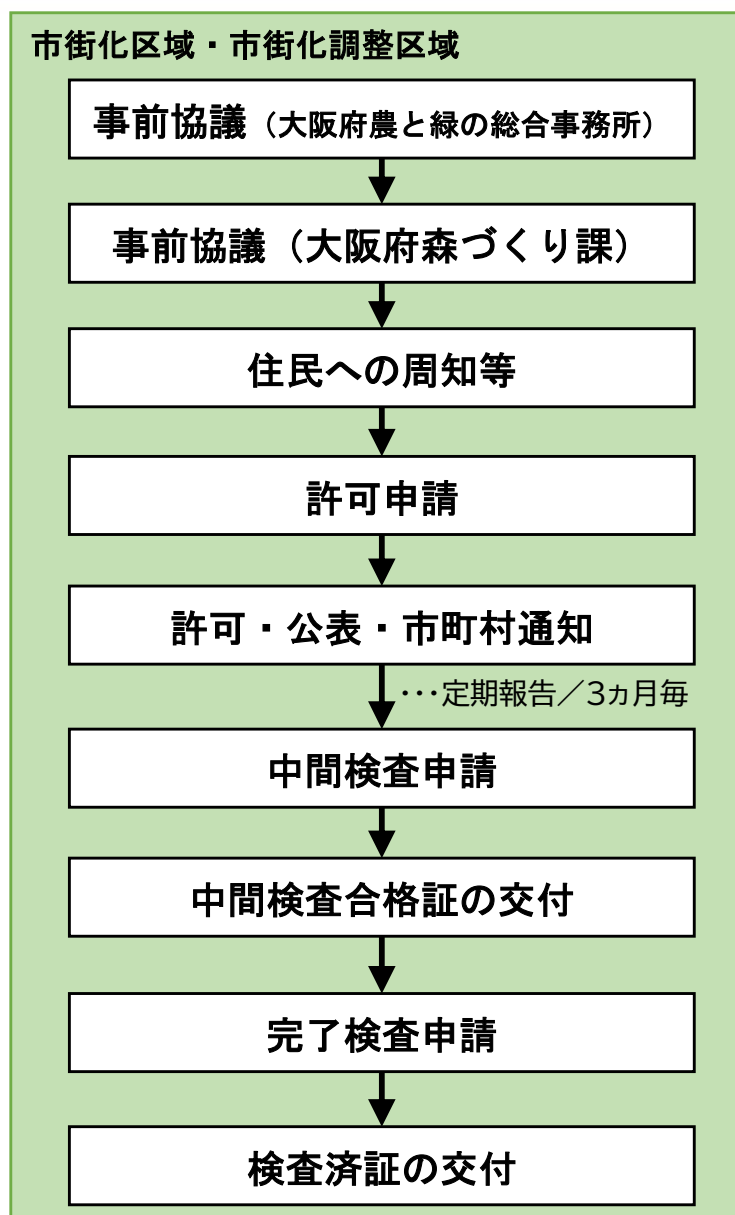
申請をしようとする区域が森林区域であるか（森林区域が含まれるか）どうかは、その区域のある市町村、下記表の所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認できます。

事務所	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内）	<u>池田市</u> ・ <u>茨木市</u> ・ <u>箕面市</u> ・ <u>摂津市</u> ・ <u>島本町</u> ・ <u>豊能町</u> ・ <u>能勢町</u>
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内）	<u>守口市</u> ・ <u>大東市</u> ・ <u>柏原市</u> ・ <u>門真市</u> ・ <u>四條畷市</u> ・ <u>交野市</u>
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内）	<u>富田林市</u> ・ <u>河内長野市</u> ・ <u>松原市</u> ・ <u>羽曳野市</u> ・ <u>藤井寺市</u> ・ <u>大阪狭山市</u> ・ <u>太子町</u> ・ <u>河南町</u> ・ <u>千早赤阪村</u>
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町3-13-2（泉南府民センタービル内）	<u>岸和田市</u> ・ <u>泉大津市</u> ・ <u>貝塚市</u> ・ <u>泉佐野市</u> ・ <u>和泉市</u> ・ <u>高石市</u> ・ <u>泉南市</u> ・ <u>阪南市</u> ・ <u>熊取町</u> ・ <u>岬町</u> ・ <u>忠岡町</u> ・ <u>田尻町</u>
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北1-14-16（咲洲庁舎22階）	

※下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象民有林）を有する市町村です。

# 手続きの流れ

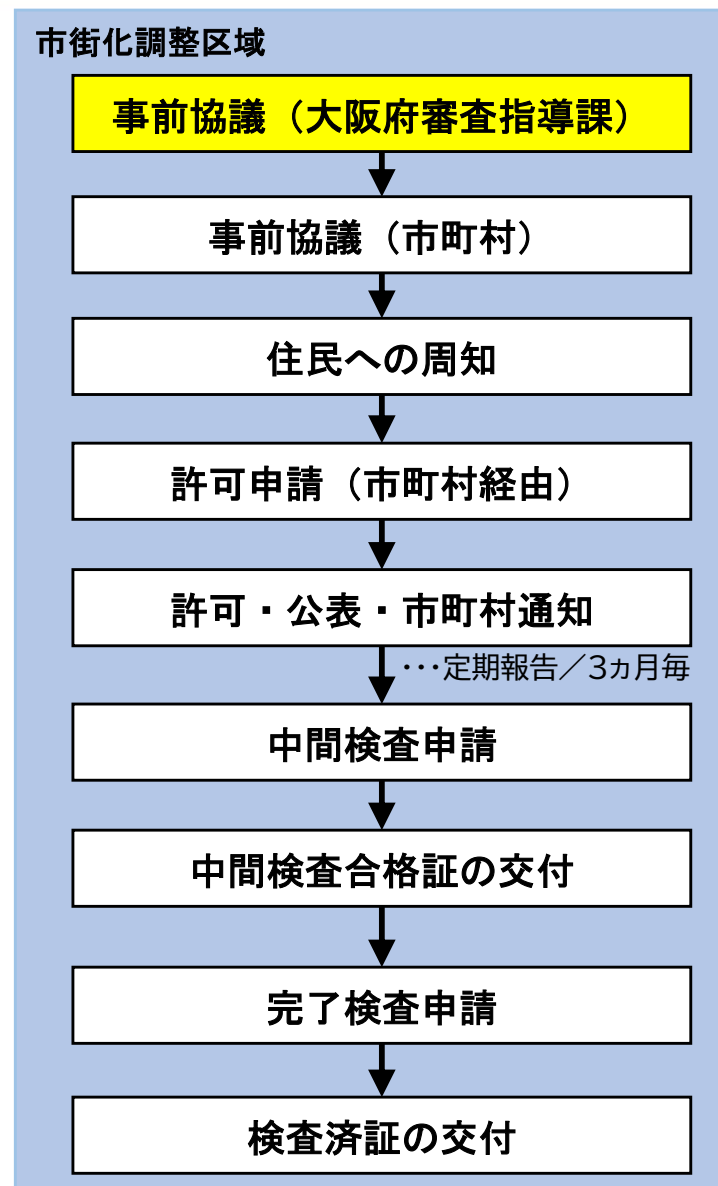
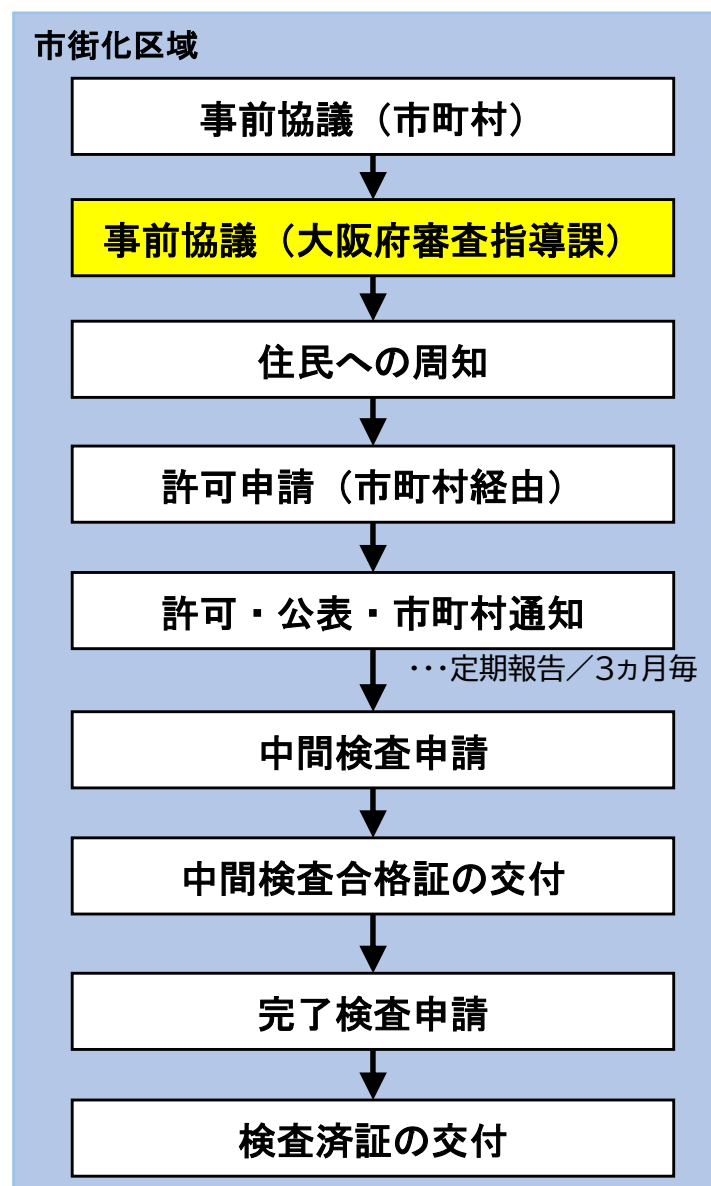
【申請地内に森林区域が含まれる場合】 森づくり課で許可



土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える

# 手続きの流れ

【申請地内に森林区域が含まれない場合】 審査指導課で許可

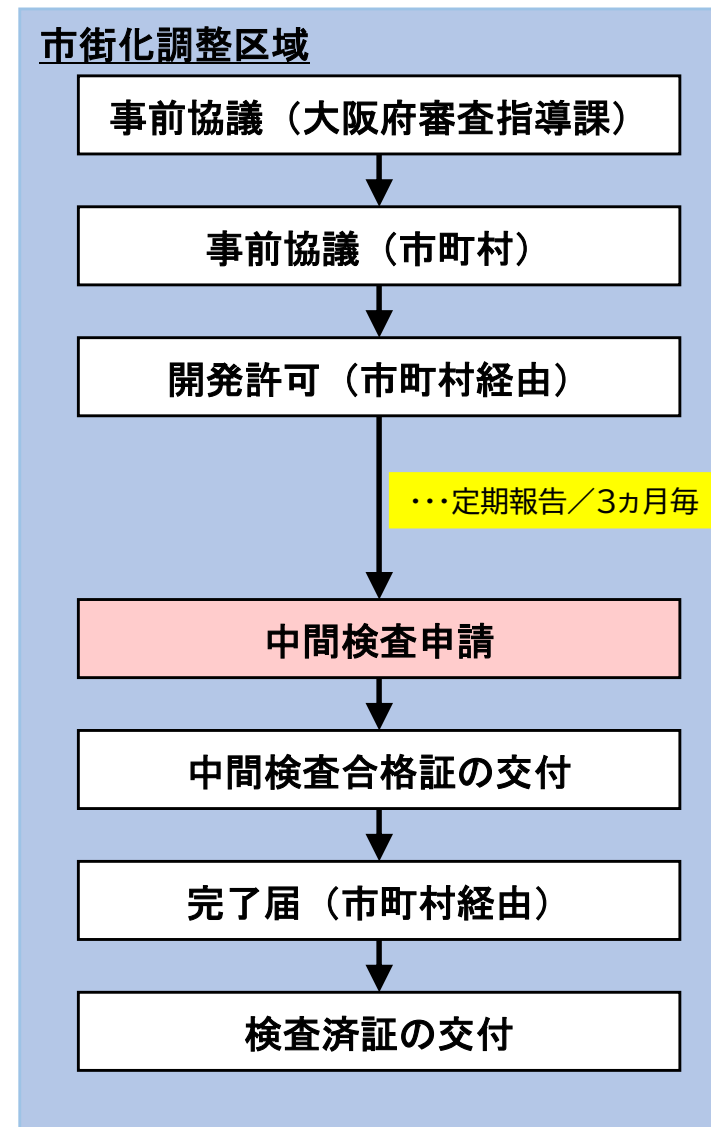
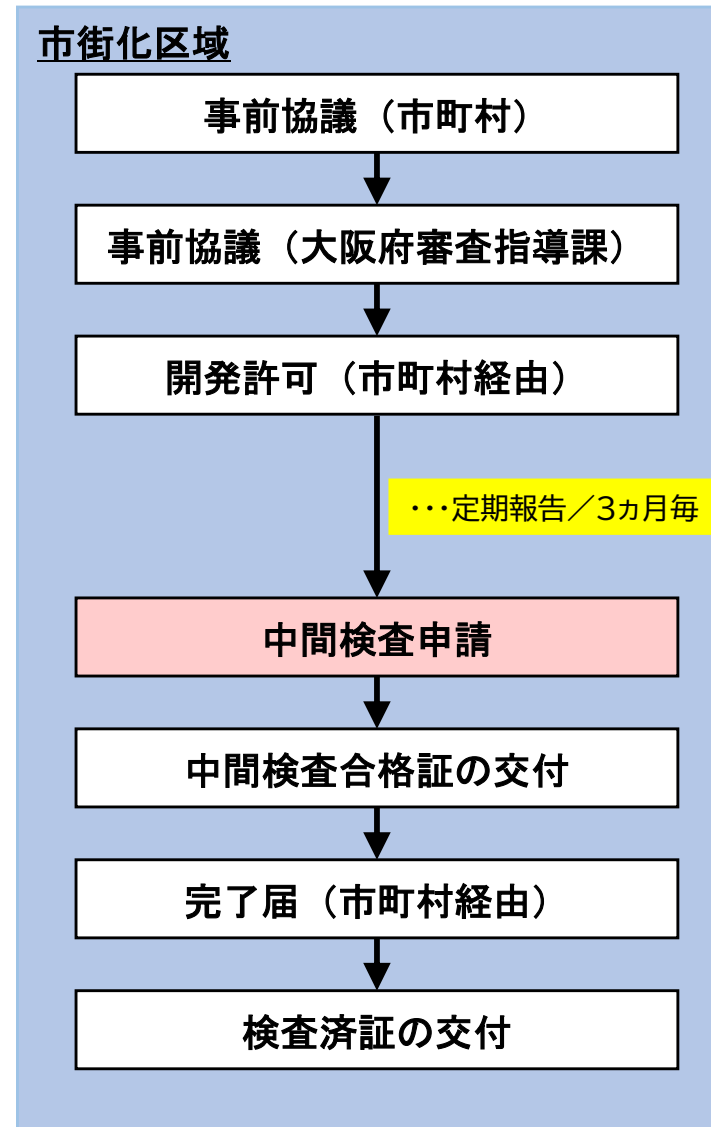


土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える

# 開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の手続きの流れ

【令和6年4月1日以降に大阪府が開発許可する場合】

大阪府審査指導課に中間検査申請・定期報告を行う（森林区域内外問わず）



# 開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の手続きの流れ

## 【令和6年4月1日以降に以下の市町村が開発許可する場合】

池田市、泉大津市、守口市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

### 市町村での手続き

事前協議

開発許可

中間検査  
定期報告対象の場合

上記以外の市が開発許可をした場合、盛土規制法  
の中間検査・定期報告は当該市が実施する

森林区域が含まれているか

含まれない

含まれる

大阪府審査指導課

定期報告

中間検査申請

中間検査合格証の交付

大阪府農と緑の総合事務所

定期報告

中間検査申請

中間検査合格証の交付

完了届

検査済証の交付

※開発許可の権限はこれまでどおり

# 開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の中間検査・定期報告の窓口

市町村名	市街化区域		市街化調整区域	
	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない
箕面市、茨木市、和泉市、岸和田市	市			
松原市、藤井寺市、貝塚市、泉佐野市	市		府審査指導課	
能勢町、豊能町、池田市、門真市、守口市、羽曳野市、 泉大津市、忠岡町	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課
摂津市、大東市、柏原市、太子町、河南町、富田林市、 大阪狭山市、河内長野市、千早赤阪村、高石市、田尻町、 泉南市、阪南市、岬町	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課		
島本町、交野市、四條畷市、熊取町	府審査指導課			

※政令指定都市・中核市は除いています。

※下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象民有林）を有する市町村です。

# 申請手数料について

大阪府の行政事務手数料条例にて、以下の申請時には手数料が必要となります。

- 法第12条第1項及び法第30条第1項の許可申請時
- 法第16条第1項及び法第35条第1項の変更許可申請時
- 法第18条第1項及び法第37条第1項の中間検査申請時
- 規則第88条の証明申請時

※手数料については、ホームページで公表しています。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi\\_shinsa/kaihatukyoka/tesuryo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/kaihatukyoka/tesuryo.html)



# 参考手続き一覧

		手続きの種類	根拠法令等
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可（宅地造成等工事規制区域内で、宅地造成等に関する工事を行う場合）	法第12条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（特定盛土等規制区域内で、宅地造成等に関する大規模な工事を行う場合）	法第30条第1項
		特定盛土等に関する工事の届出（特定盛土等規制区域内で、特定盛土等に関する工事を行う場合）	法第27条第1項
		土石の堆積に関する工事の届出（特定盛土等規制区域内で、土石の堆積に関する工事を行う場合）	法第27条第1項
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可（法第12条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第16条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可（法第30条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第35条第1項
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第12条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第16条第2項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第30条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第35条第2項
		特定盛土等に関する工事の変更届出（法第27条第1項の届出をした特定盛土等に関する工事の変更を行う場合）	法第28条第1項
		土石の堆積に関する工事の変更届出（法第27条第1項の届出をした土石の堆積に関する工事の変更を行う場合）	法第28条第1項
標識の掲示	標識の掲示	法第49条	
	工事等の届出	工事等の届出（宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合）	法第21条第1項
		工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第21条第3項
		工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第21条第4項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第40条第1項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第40条第3項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第40条第4項
	変更	届出工事（法第21条第1項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第21条第3項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第40条第1項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第40条第3項）の変更届出	細則にて規定予定
宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出（中止・再開・廃止）	細則にて規定予定		
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出（中止・再開・廃止）	細則にて規定予定		
適合証明申請	宅地造成及び特定盛土等工事許可等証明申請書	規則第88条	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査（法第12条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第18条第1項	
	特定盛土等に関する工事の中間検査（法第30条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第37条第1項	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告（法第12条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第19条第1項	
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告（法第30条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第38条第1項	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査（法第12条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第17条第1項	
	特定盛土等に関する工事完了の検査（法第30条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第36条第1項	
	土石の堆積に関する工事の確認	（法第12条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合） （法第30条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合）	法第17条第4項 法第36条第4項

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 宅地造成等工事許可申請等の手引き

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可申請等の手引き・宅地造成に関する設計指針」にて

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

宅地造成等工事許可申請等の手引き」を公開

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi\\_shinsa2/morido/tebiki.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa2/morido/tebiki.html)



ホームページリンク